

出雲市・斐川町合併協議会プロジェクト規程

(趣旨)

第1条 この規程は、出雲市・斐川町合併協議会幹事会規程第7条第2項の規定に基づくプロジェクトの組織及び運営に関し、必要な事項を定めるものとする。

(所掌事務)

第2条 プロジェクトは、出雲市・斐川町合併協議会（以下「協議会」という。）の幹事会（以下「幹事会」という。）の指示を受け、出雲市・斐川町合併協議会規約第3条に掲げる事務のうち、次の事項について協議又は調整するものとする。

- (1) 合併市町村基本計画に関すること。
- (2) 新市の財政計画に関すること。

(組織)

第3条 プロジェクトは、別表に掲げる組織とする。

(役員)

第4条 プロジェクトにそれぞれ次の役員を置く。

- (1) 企画リーダー 1名、財政リーダー 1名
- (2) 企画サブリーダー 1名、財政サブリーダー 1名

2 役員は、プロジェクトの構成員の協議により定めるものとする。

(役員職務)

第5条 企画リーダー、財政リーダー（以下「リーダー」という。）は、プロジェクトを代表し、会務を総理する。

2 企画サブリーダー、財政サブリーダーは、それぞれのリーダーを補佐し、リーダーに事故あるときは、その職務を代理する。

(会議)

第6条 プロジェクトの会議（以下「会議」という。）は、幹事会の要請により、又はリーダーが必要に応じて開催するものとする。

2 リーダーの協議により、何れかのリーダーが会議の議長となる。

3 リーダーは、必要に応じて関係者等の出席を要請することができる。

(報告)

第7条 リーダーは、プロジェクトの協議経過及び結果について、幹事会に報告するものとする。

(庶務)

第8条 プロジェクトの庶務は、協議会の事務局が行う。

(費用弁償)

第9条 第6条第3項に規定する関係者等が会議に出席したときの費用弁償は、協議会の

会長の属する市町の例により支給する。

(委任)

第10条 この規程に定めるもののほか、プロジェクトの組織及び運営に関し必要な事項は、幹事長が別に定める。

附 則

この規程は、平成22年5月1日から施行する。

別表（第3条関係）

プロジェクト名	協議事項	所 管 課		構 成 員
		出雲市	斐川町	
企画・財政プロジェクト	第2条に掲げる事項	政策企画課 財政課	企画財政課	左欄に掲げる所管課に属する職員